

史跡大御堂廃寺跡AR等デジタルコンテンツ作成業務 評価基準書

1 目的

本基準は、史跡大御堂廃寺跡AR等デジタルコンテンツ作成業務に関する公募型プロポーザルを実施するにあたり、提案内容の評価および応募事業者の順位付けを行うために必要な事項および基準を定めたものである。

2 選定機関

提案書の評価および受託事業者の選定は、市職員のほかに有識者を含めて行うことができるものとする。

3 評価方法

(1) 審査条件

本件に応募した事業者（以下、「応募事業者」という。）が提出した提案書等について、以下の事項を確認する。要件を満たさない提案は失格として、その後の審査は行わない。

- ア 費用見積金額が「史跡大御堂廃寺跡AR等デジタルコンテンツ作成業務公募型プロポーザル実施要領」（以下、「実施要領」という。）の「提案上限額」に定める金額を満たしていること。
- イ 「実施要領及び史跡大御堂廃寺跡AR等デジタルコンテンツ作成業務委託に関する仕様書」に定める内容を満たしていること。

(2) 一次審査

- ア 一次審査は、企画提案書の内容について書類審査し採点する。
- イ 一次審査は、「企画提案書」「提案価格」の項目により評価を行う。
- ウ 一次審査の結果により応募事業者の順位付けを行い、上位3者程度を二次審査対象とする。

(3) 二次審査

- ア 一次審査を通過した応募事業者が実施するプレゼンテーションにより、提案内容を評価し、採点する。
- イ 参加者が1者の場合においても審査を実施するものとし、その場合総合評価点が60%以上でなければ交渉権者として認めないものとする。

(4) 第一優先交渉事業者の選出

一次審査及び二次審査における合計を総合評価点とし、応募事業者の順位付けを行う。総合評価点が最も高い応募事業者を第一優先交渉事業者として選定する。次に点数が高い応募事業者を次点事業者として選定する。なお、最高得点者が2者以上ある場合は、見積金額の低い者の順に、候補者若しくは次点事業者を選定する。

評価基準表（史跡大御堂廃寺跡AR等デジタルコンテンツ作成業務）

1 一次審査による審査項目（160点）		内容	配点
(1) 業務実績	類似業務実績	本業務を受託しうる受託実績はあるか。	10点
	自治体等との協働実績	自治体ならびに観光協会と連携したプロジェクトの遂行実績はあるか。	10点
(2) 業務執行能力	体制・人員の専門性	業務責任者・主要メンバーの経歴／資格、業務に適した専門性や必要なリソースは提供されているか。	40点
	業務スケジュール	中間報告・最終報告、広報資料作成の工程管理はなされているか。	
	緊急時対応・連絡体制	緊急連絡窓口、バックアップ体制、議事録・報告フローは明示されているか。	
(3) 企画提案	業務目的の理解度	業務目的を理解した提案になっているか。	40点
	効果的な工夫	効果的な工夫・アイデア・提案となっているか。	
	提案の具体性	提案内容は具体的であるか。	
	コンテンツの拡張性	コンテンツの拡張性・将来性はあるか。	
(4) 独自提案	独自提案の優位性	業務目的を達成するために効果的な内容、方法など本市にとって有益な提案事項はあるか。	20点
(5) 提案価格	妥当性	提案内容と提案価格の妥当性及び費用対効果が適当であるか。	40点
	維持管理	2年目以降のランニングコストと管理内容の妥当性及び費用対効果が適当であるか。	
2 二次審査による審査項目（160点）※同上		内容 ※同上	※同上

上記の評価基準表における一次審査及び二次審査での合計を総合評価点とする。